

国立市個人情報保護に関する基本方針

国立市には、先進的に個人情報の保護に取り組んできた歴史があります。

昭和50（1975）年に、国立市は、全国に先駆けて「電算処理による個人情報の保護に関する条例（電算機条例）」を制定しました。「電算機条例」は、市民のプライバシー保護をうたっており、当時、全国的な運動が起こりつつあったとはいえ、自治体における個人情報保護の考え方を条例化した第1号として大きな反響を呼びました。しかし、この条例は、あくまでも電算機を利用する業務を通じて市民の情報が外部に流れることを防ぐという趣旨を抽象的に掲げたものでした。

その後、情報公開を求める声や市議会からの意向を受けて、庁内組織による検討、市民と学識経験者から構成された懇話会からの答申、市議会での可決を経て、昭和62（1987）年1月に「国立市情報公開及び個人情報保護に関する条例」が施行されました。この条例は、電算情報だけではなく全ての個人情報を対象とし、その開示・訂正請求権などの自己情報のコントロール権を保障するとともに、行政情報の公開を定めたものでした。

このように、国立市は、個人情報保護制度について、どの自治体よりも早く動き出しました。その後、平成11（1999）年に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」が制定され、また、国立市においても、平成12（2000）年6月の市議会で「国立市情報公開及び個人情報保護に関する条例の早期改正を求める決議」が可決されたことから、制度の見直しをすることになりました。制度の見直しについては、同年11月に国立市情報公開及び個人情報保護審議会に諮問し、市民参加による審議検討を経て、同審議会から条例案を含む答申を受け、市議会の議決を経て、「国立市個人情報保護条例」と「国立市情報公開条例」が平成15（2003）年4月から施行されました。「国立市個人情報保護条例」では、個人情報保護制度は基本的人権や個人の尊厳を保障するために個人のプライバシーを最大限に保護する制度であるという考えの下、個人情報を保護するために、個人情報の収集等に関する規制や自己情報のコントロール権の保障が定められました。

このように、国立市では、国において平成15（2003）年に「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」が制定されるのに先立って、個人情報の保護に係る条例を制定し、個人情報の保護を図ってきましたが、令和3（2021）年に社会全体でのデジタル化に対応するために「個人情報保護法」が改正され、令和5（2023）年4月から同法が市に直接適用されることになりました。

これに伴い、国立市では、新しく「個人情報保護法」を施行するための条例を制定し、これまでの「国立市個人情報保護条例」を廃止することになりました。

新しい条例の制定に当たって、国立市は、改正「個人情報保護法」の施行に必要な事項を定めるとともに、これまでの「国立市個人情報保護条例」に定める制度について、現状及び改正個人情報保護法の規定において不適合な部分を見直した上で必要な制度を存続させることにより、個人情報の適切な取扱いを確保し、行政のデジタル化が進展する中において個人情報の保護を図ることを目的としました。担当課及び関係部署での検討、国立市情報公開及び個人情報保護審議会の審議及び答申、市議会での議決を経て、「国立市個人情報の保護に関する法律施行条例」が令和5（2023）年4月から施行されました。

自治体では、従前から、税務、福祉、教育等、極めて多岐にわたる市民等の個人情報を取り扱っています。さらに、現在においては、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が拡大していることから、個人情報の保護はますます重要となっています。

国立市は、これまでの国立市における個人情報保護に係る取組を踏まえて、これからも個人情報を適正に取り扱うとともに、自己を本人とする個人情報を管理する権利が保障されるよう努めることにより、個人の権利利益を保護し、もって、より公正で信頼される市政の実現を目指します。国立市の職員一人一人も、「個人情報保護法」や市条例が規定する個人情報保護制度の趣旨や目的を十分に理解し、個人情報の適正な取扱いについて正しい認識を持って事務を行うよう努めます。

令和5（2023）年12月

国 立 市